## 22年度東京第五検審「審査事件票」33枚の中の2枚目 (2012年市民請求)

年 平成22年1月分 連 42 号 ( 東京地裁管内 # 平 号 ( 東京第五検察審査会 件 业 号 ( 追番号 ( ) 受 理 項 决 (1) 氏名 要 3/2 成 性別等 訳 相 審査の対象となる不起訴処分そ 1回審查会議期日平 起 訴 不 のものが存在しない(法2条1項1 疑 議 WF 猶 者 審查期間  $1 \sim 3$ 不 法令上刑を免除すべき場合 (8) (8) 申立権がない (法30条) (2)  $1 \sim 2$ B 起|訴訟条件は具備しているが被疑 # 被疑事件 (実質審査) 2~3 申立代理人に代理権がない 事件が罪となるかどうかが不明 確であるか、犯罪の嫌疑が十分 審查会議 名 [0] NF. 同一事件について再度の申立て でない 立 がなされた (法32条) 会 審査会による 実地見分・・・ (3) [12] 同一理由の不起訴処分に対する 訴訟条件は具備しているが被疑 議 申立て (法41条の8) 記録調査等 (在庁) (7) [1] 事件の罪とならないことが明確 である 申立権なき者の申立て 小委員会による実地見分・・・ [17] 理 却 申立てが書面によらないでされ 等 [0] 所在尋問・・・ 訴訟条件を欠く た (法31条, 施行令18条) X 回数計 申立ての取下げがあった 人 分 審査申立人が死亡し、又は審査 申立書の記載が著しく不備で、 申立人 申立てをした法人が存続しなく かつ、補正できない(法31条, なった 施行令18条) ベ人員 査 当該事件について公訴の提起又 申立てが単に不起訴処分の理由 助言者 は刑訴法266条2号による付審判 の当否を争うにすぎない の決定があった 公務所等照会回数 打 管轄検察審査会以外の検察審査 職権審査開始後次の事由が判明 証人召喚請求回数 会に審査の申立てがあった(法 30条, 施行令21条) (イ) 審査の対象となる不起 分 訴処分の不存在 不起訴記録の取寄せ 法30条ただし書該当 氏名 性別等 受 理 平 同一事件に関する実体 同一事件について2個の管轄検察 男・・1 (5) 的議決の存在 審査会に審査の申立てがあった 審查補助員延べ出頭数 (二) 管轄権なし (施行令20条2項) 記入部分を全てマスキングして文書間 過 申立権なき者・・・・ 考 の区別が付かなくなったため番号を 士によ 立代理の有無 (注) この票中、「法」とは検察審査会法を、「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。 打ったとのこと (最刑一)